

広島県告示第五百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定によって、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止する。

平成二十二年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	指定の全部の効力の停止の期間
居宅サービス事業所	名称	所在地	事業所所在地	事業所所在地	
	特定非営利活動法人あんしん介護支援サービスセンター	広島市東区戸坂中町六一四九	あんしん訪問介護ステーション	広島市東区戸坂中町六一四九	平成二十二年七月一日から平成二十二年一月一〇日まで